

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	平岡調理・製菓専門学校
設置者名	学校法人 平岡学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
衛生専門課程	調理師本科	夜・ 通信	10	4	
	調理師専修科	夜・ 通信	10	7	
	製菓衛生師本科	夜・ 通信	16	4	
	製菓衛生師専修科	夜・ 通信	16	7	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf001.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	平岡調理・製菓専門学校
設置者名	学校法人 平岡学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/pdf001.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医療法人理事	令和7年5月1日～4年以内に終了する 会計年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時まで	組織運営体制へ のチェック機能
非常勤	医師	令和7年5月1日～4年以内に終了する 会計年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時まで	組織運営体制へ のチェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	平岡調理・製菓専門学校
設置者名	学校法人 平岡学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画書(シラバス)の作成過程 毎年10月 現行の授業方法やカリキュラムの内容、到達目標等の見直し・検討を行う。次年度時間割の編成開始。 毎年12月 学科会にて授業目標等の意見交換を実施。 毎年3月 授業開始までにシラバス完成。校長が承認する。 ・内容 科目名 授業の方法 開講時期 回数 時間数 到達目標 概要 計画 ・シラバスの公表時期 入学年度の4月に学生に配布、5月にホームページにて公開											
授業計画書の公表方法	調理師本科 https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf002.pdf 調理師専修科 https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf003.pdf 製菓衛生師本科 https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf004.pdf 製菓衛生師専修科 https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf005.pdf										
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・科目修了の認定は、考査(筆記又は口述による試験、その他適当な方法)により実施の上、合格した者にはその科目の修了を認め単位を与える。 ・考査は、各期末に行いその結果は100点満点をもって表し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。 ・各科目の得点による評定は次の評価で表示する。 <table> <tr> <td>90点以上</td><td>秀</td></tr> <tr> <td>80点以上 90点未満</td><td>優</td></tr> <tr> <td>70点以上 80点未満</td><td>良</td></tr> <tr> <td>60点以上 70点未満</td><td>可</td></tr> <tr> <td>60点未満</td><td>不可</td></tr> </table> ・病気、その他やむをえない事由で定期考査を受験できなかった者に対しては追試験を行うことがある。 ・科目修了の認定は、各教科科目の2/3以上の出席がなければならない。遅刻、早退については3回につき1日の欠席とみなす。		90点以上	秀	80点以上 90点未満	優	70点以上 80点未満	良	60点以上 70点未満	可	60点未満	不可
90点以上	秀										
80点以上 90点未満	優										
70点以上 80点未満	良										
60点以上 70点未満	可										
60点未満	不可										

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・前期学期末 前期終了時に、前期に履修した必修科目の成績(点数)と授業時間数から、加重平均点を算出する。学年ごとに順位付し、成績の分布状況を把握している。 ・年度末 後期終了時に、前後期に履修した必修科目の成績(点数)と授業時間数から、加重平均点を算出する。学年ごとに順位付けし、成績の分布状況を把握している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf006.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 下記をすべて満たすものを卒業と認定する。 1 必修科目の授業をすべて合格する。 2 必修の実習科目の実技試験のすべてに合格する。 3 既定の出席日数を満たす。 4 授業料その他校納金を納めている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf007.pdf

様式第2号の4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4－①を用いること。

学校名	平岡調理・製菓専門学校
設置者名	学校法人 平岡学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/pdf002.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/pdf003.pdf
財産目録	https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/pdf004.pdf
事業報告書	刊行物「学校情報」を法人本部事務室に設置し、来訪者は閲覧可とする。
監事による監査報告（書）	https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/pdf005.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	調理師本科					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
1 年	昼間	34 単位	17 単位		16 単位		1 単位	
			34 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
40 人		34 人	0 人	7 人	14 人	21 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） ・授業計画書（シラバス）の作成過程 毎年 10 月 現行の授業方法やカリキュラムの内容、到達目標等の見直し・検討を行う。次年度時間割の編成開始。 - 毎年 12 月 学科会にて授業目標等の意見交換を実施。 - 毎年 3 月 授業開始までにシラバス完成。校長が承認する。 ・内容 科目名 授業の方法 開講時期 回数 時間数 到達目標 概要 計画 ・シラバスの公表時期 入学年度の 4 月に学生に配布、5 月にホームページにて公開	
成績評価の基準・方法	
（概要） ・科目修了の認定は、考査（筆記又は口述による試験、その他適当な方法）により実施の上、合格した者にはその科目の修了を認め単位を与える。 ・考査は、各期末に行いその結果は 100 点満点をもって表し、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。 ・各科目の得点による評価は次の評価で表示する。 90 点以上 秀 80 点以上 90 点未満 優 70 点以上 80 点未満 良 60 点以上 70 点未満 可 60 点未満 不可 ・病気、その他やむをえない事由で定期考査を受験できなかった者に対しては追試験を行うことがある。 ・科目修了の認定は、各教科科目の 2/3 以上の出席がなければならない。遅刻、早退については 3 回につき 1 日の欠席とみなす。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 進級するためには、次の要件をすべて満たさなければならない。 1 1 年次の所定の課程を修了する。 2 所定の納付金を納入する。 下記をすべて満たすものを卒業と認定する。 1 必修科目の授業をすべて合格する。 2 必修の実習科目の実技試験のすべてに合格する。 3 既定の出席日数を満たす。 4 授業料その他校納金を納めている。	

学修支援等
(概要) クラス担任制をとり、ホームルームや個人面談を通して、学生の状況を把握し学校生活や就職・進路の指導をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
39 人 (100%)	16 人 (41.0%)	17 人 (43.6%)	6 人 (15.4%)
(主な就職、業界等) ホテル等の調理部門 レストラン等の専門店			
(就職指導内容) 履歴書の書き方、面接指導、ビジネスマナー講習 学内企業説明会			
(主な学修成果（資格・検定等）) 調理師免許の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
39 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による面談を実施。保護者を含めた三者面談の実施。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	調理師専修科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	66 単位	23 単位		40 単位	2 単位	1 単位
			66 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240 人		138 人	1 人	7 人	14 人	21 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） ・授業計画書（シラバス）の作成過程 毎年 10 月 現行の授業方法やカリキュラムの内容、到達目標等の見直し・検討を行う。次年度時間割の編成開始。 毎年 12 月 学科会にて授業目標等の意見交換を実施。 毎年 3 月 授業開始までにシラバス完成。校長が承認する。 ・内容 科目名 授業の方法 開講時期 回数 時間数 到達目標 概要 計画 ・シラバスの公表時期 入学年度の 4 月に学生に配布、5 月にホームページにて公開	
成績評価の基準・方法	
（概要） ・科目修了の認定は、考査（筆記又は口述による試験、その他適当な方法）により実施の上、合格した者にはその科目の修了を認め単位を与える。 ・考査は、各期末に行いその結果は 100 点満点をもって表し、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。 ・各科目の得点による評価は次の評価で表示する。 90 点以上 秀 80 点以上 90 点未満 優 70 点以上 80 点未満 良 60 点以上 70 点未満 可 60 点未満 不可 ・病気、その他やむをえない事由で定期考査を受験できなかった者に対しては追試験を行うことがある。 ・科目修了の認定は、各教科科目の 2/3 以上の出席がなければならない。遅刻、早退については 3 回につき 1 日の欠席とみなす。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 進級するためには、次の要件をすべて満たさなければならない。 1 1 年次の所定の課程を修了する。 2 所定の納付金を納入する。 下記をすべて満たすものを卒業と認定する。 1 必修科目の授業をすべて合格する。 2 必修の実習科目の実技試験のすべてに合格する。 3 既定の出席日数を満たす。 4 授業料その他校納金を納めている。	

学修支援等
(概要) クラス担任制をとり、ホームルームや個人面談を通して、学生の状況を把握し学校生活や就職・進路の指導をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
58 人 (100%)	3 人 (5.2%)	49 人 (84.5%)	6 人 (10.3%)
(主な就職、業界等) ホテル等の調理部門 レストラン等の専門店			
(就職指導内容) 履歴書の書き方、面接指導、ビジネスマナー講習 学内企業説明会			
(主な学修成果（資格・検定等）) 調理師免許の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
137 人	15 人	10.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調による理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による面談を実施。保護者を含めた三者面談の実施。		

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	製菓衛生師本科					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
1 年	昼間	33 単位	15 単位		18 単位			
			33 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
40 人		38 人	0 人	8 人	15 人	23 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） ・授業計画書（シラバス）の作成過程 毎年 10 月 現行の授業方法やカリキュラムの内容、到達目標等の見直し・検討を行う。次年度時間割の編成開始。 毎年 12 月 学科会にて授業目標等の意見交換を実施。 毎年 3 月 授業開始までにシラバス完成。校長が承認する。 ・内容 科目名 授業の方法 開講時期 回数 時間数 到達目標 概要 計画 ・シラバスの公表時期 入学年度の 4 月に学生に配布、5 月にホームページにて公開	
成績評価の基準・方法	
（概要） ・科目修了の認定は、考査（筆記又は口述による試験、その他適当な方法）により実施の上、合格した者にはその科目の修了を認め単位を与える。 ・考査は、各期末に行いその結果は 100 点満点をもって表し、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。 ・各科目の得点による評定は次の評価で表示する。 90 点以上 80 点以上 90 点未満 70 点以上 80 点未満 60 点以上 70 点未満 60 点未満 秀 優 良 可 不可 ・病気、その他やむをえない事由で定期考査を受験できなかった者に対しては追試験を行うことがある。 ・科目修了の認定は、各教科科目の 2/3 以上の出席がなければならない。遅刻、早退については 3 回につき 1 日の欠席とみなす。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 進級するためには、次の要件をすべて満たさなければならない。 1 1 年次の所定の課程を修了する。 2 所定の納付金を納入する。 下記をすべて満たすものを卒業と認定する。 1 必修科目の授業をすべて合格する。 2 必修の実習科目の実技試験のすべてに合格する。 3 既定の出席日数をみたらす。 4 授業料その他校納金を納めている。	

学修支援等
(概要) クラス担任制をとり、ホームルームや個人面談を通して、学生の状況を把握し学校生活や就職・進路の指導をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
21 人 (100%)	10 人 (47.6%)	10 人 (47.6%)	1 人 (4.8%)
(主な就職、業界等) ホテル等の製菓・製パン部門 菓子専門店 製パン専門店			
(就職指導内容) 履歴書の書き方、面接指導、ビジネスマナー講習 学内企業説明会			
(主な学修成果（資格・検定等）) 製菓衛生師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
21 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による面談を実施。保護者を含めた三者面談の実施。		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）										
（概要） ・授業計画書（シラバス）の作成過程 毎年 10 月 現行の授業方法やカリキュラムの内容、到達目標等の見直し・検討を行う。次年度時間割の編成開始。 毎年 12 月 学科会にて授業目標等の意見交換を実施。 毎年 3 月 授業開始までにシラバス完成。校長が承認する。 ・内容 科目名 授業の方法 開講時期 回数 時間数 到達目標 概要 計画 ・シラバスの公表時期 入学年度の 4 月に学生に配布、5 月にホームページにて公開										
成績評価の基準・方法										
（概要） ・科目修了の認定は、考査（筆記又は口述による試験、その他適当な方法）により実施の上、合格した者にはその科目の修了を認め単位を与える。 ・考査は、各期末に行いその結果は 100 点満点をもって表し、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。 ・各科目の得点による評定は次の評価で表示する。 <table><tr><td>90 点以上</td><td>秀</td></tr><tr><td>80 点以上 90 点未満</td><td>優</td></tr><tr><td>70 点以上 80 点未満</td><td>良</td></tr><tr><td>60 点以上 70 点未満</td><td>可</td></tr><tr><td>60 点未満</td><td>不可</td></tr></table> ・病気、その他やむをえない事由で定期考査を受験できなかった者に対しては追試験を行うことがある。 ・科目修了の認定は、各教科科目の 2/3 以上の出席がなければならない。遅刻、早退については 3 回につき 1 日の欠席とみなす。	90 点以上	秀	80 点以上 90 点未満	優	70 点以上 80 点未満	良	60 点以上 70 点未満	可	60 点未満	不可
90 点以上	秀									
80 点以上 90 点未満	優									
70 点以上 80 点未満	良									
60 点以上 70 点未満	可									
60 点未満	不可									
卒業・進級の認定基準										
（概要） 進級するためには、次の要件をすべて満たさなければならない。 1 1 年次の所定の課程を修了する。 2 所定の納付金を納入する。 下記をすべて満たすものを卒業と認定する。 1 必修科目の授業をすべて合格する。 2 必修の実習科目の実技試験のすべてに合格する。 3 既定の出席日数を満たす。 4 授業料その他校納金を納めている。										

学修支援等
(概要) クラス担任制をとり、ホームルームや個人面談を通して、学生の状況を把握し学校生活や就職・進路の指導をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
70 人 (100%)	2 人 (2.5%)	65 人 (92.9%)	3 人 (4.3%)
(主な就職、業界等) ホテル等の製菓・製パン部門 菓子専門店 製パン専門店			
(就職指導内容) 履歴書の書き方、面接指導、ビジネスマナー講習 学内企業説明会			
(主な学修成果（資格・検定等）) 製菓衛生師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
163 人	16 人	9.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調不良による理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による面談を実施。保護者を含めた三者面談の実施。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
調理師本科	150,000 円	640,000 円	557,000 円	
調理師専修科	180,000 円	655,000 円	558,000 円	
製菓衛生師本科	150,000 円	645,000 円	557,000 円	
製菓衛生師専修科	180,000 円	661,000 円	562,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf008.pdf
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） ・主な評価項目 教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学習成果、学生支援、教育環境、学生の受け入れ募集、財務、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献、国際交流の、自己点検と評価結果について、本校職員以外の関係者による評価を行う。 自己点検項目のチェックと評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営への理解促進や、連携協力による学校運営の改善を目的とする。 ・評価委員会の構成 学校関係者評価委員は、本校卒業生、関係業界、関係企業において、教育に対する理解と識見を持つ方に5名に委嘱している。令和8年3月7日（土）評価を実施。 ・評価結果の利用法 令和8年3月12日（木）学科会議を実施し、自己点検評価の各項目に対する、評価委員会のご意見と評価を取りまとめた評価結果を受け、次年度の本校における教育活動や学生指導等、学校運営の改善案を話し合った。学科長の責任の下、短期及び1年計画で教育水準の向上に努める行動をする。評価委員評価結果は5月にホームページに公表している。

第三者評価の委員		
所属	任期	種別
平岡栄養士専門学校 校長	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	教育関係者
社団法人 全日本司厨士協会西日本地方 本部福岡県本部福岡支部名誉会長	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	業界団体
草喰 常 店主	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	専門業界 和食
現在所属なし	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	卒業生 専門業界 洋食
介護老人保健施設 ヴィラくしはら 管理栄養士	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	専門業界 給食
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.hiraoka.ac.jp/images/disclosure/chouri/pdf008.pdf		
(備考)		
第三者評価は未実施のため、学校関係者評価に関する情報を記載。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.hiraoka.ac.jp/chouriseika/chouri/ https://www.hiraoka.ac.jp/chouriseika/seika/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H140321600017
学校名（〇〇大学 等）	平岡調理・製菓専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人平岡学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		151 人（ 93 ）人	139 人（ 80 ）人	153人（ 92 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	53人	44人	
	（うち多子世帯）	（ 22 人）	（ 16 人）	
	第Ⅱ区分	18人	25人	
	（うち多子世帯）	（ — 人）	（ — 人）	
	第Ⅲ区分	18人	12人	
	（うち多子世帯）	（ — 人）	（ — 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	31人	28人	
	区分外（多子世帯）	31人	30人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（ ）人
合計（年間）				人（ ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	— 人
3月以上の停学	0人
年間計	— 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。